



1月21日 東地申第37号

「2022年3月ダイヤ改正等について」の申し入れ提出！

昨年12月24日「2022年3月ダイヤ改正等について」の提案を受けました。2022年3月ダイヤ改正は、安全・安定輸送を確保することを前提に、在来線では通勤時間帯に特急列車による着席サービス向上を図るほか、一部列車の延長増発による利便性向上を図る一方で、各種プロジェクトの進捗とご利用状況にあわせた輸送体系の変更を行うことを目的として実施されます。また、乗務員基地再編成として上野運輸区を設置し上野車掌区、上野運転区を廃止するとされています。

提案では「区所別行路数及び乗務キロ」を運転士関係・車掌関係と示すものの、2021年3月ダイヤ改正ではその業務に必要な標準数については「乗務」として示され、2022年3月ダイヤ改正では現業機関での柔軟な働き方の推進の趣旨を踏まえ①現業機関における年間を通じた平均的な業務量の基準として「変形等」「交代」「乗務員」の1日当たりの出面数（作業ダイヤ数）について、「管理・一般」に分けて示すこととする②今後は業務の繁閑等に応じて、作業ダイヤを柔軟に設定（出面数や勤務種別の変更）することとするとの一方的な変更も行われました。このような示し方では下限の業務量が示されないことにより、必要な要員の確保がされているかの判断はできません。

また、今後「乗務員の業務等の見直しについて」「東京支社における現業機関における柔軟な働き方の実現について」などの施策により働く環境が大きく変化することは確実です。

安全・安定輸送を前提として、利便性とお客さまサービスの向上そして、組合員の安全、健康はもとより、働きがい、生きがいを実現するために、地本は以下の通り申し入れを行いました。

～申し入れ項目～

1. 「2022年3月ダイヤ改正等」において、安全性・利便性・快適性がどのように向上するのか具体的に明らかにすること。
2. 「提案箇所体制について」は、これまでの「標準数」から「1日当たりの出面数(作業ダイヤ数)」で示すよう考え方を変えた根拠を示すこと。また、現場で働く社員が希望と働きがいを持ち、業務の遂行ならびに、休日出勤削減・社員の健康確保の観点からこれまで通り「標準数」として示すこと。また、乗務員については「運転士」「車掌」と分けて示すこと。
3. 育児介護勤務利用者や当務主務、指導担当、兼務者等が乗務する短時間行路については制度適用者との意見を基に利用しやすい時間に設定すること。
4. 列車本数の決定については、お客さまのご利用実態を踏まえて適宜判断し、適切な運行本数を確保すること。また、今後ご利用実態が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準となる場合には列車本数を増やすこと。
5. 列車乗務キロ削減による各区所における乗務時間の削減について具体的に明らかにすること。また、提案されている「乗務員の業務等の見直しについて」を行うことで睡眠を目的とした乗務の中断や、食事を目的とした乗務の中断など拡大されているものを具体的に明らかにすること。
6. 乗務員基地再編成や乗務効率の向上が行われていることから、乗務員が休憩するスペースについては利用する社員の意見を反映させ整備をすること。また、新設する設備があるか明らかにすること。
7. 車両運用の見直しおよび仕業検査の有効期間見直しにより、仕業検査本数が増える箇所を明らかにすること。また、仕業検査切れが発生しないよう対策を講じること。さらに、車両運用の見直しによる車両数削減の考え方を示し、現在検討していることについて明らかにすること。
8. 2021年ダイヤ改正において作業環境の改善等による「働き方改革」の実現を図ってきた中で、今回の改正では保守間合が縮減される根拠を明らかにすること。また、今後の保守間合の拡大について考え方を明らかにし、必要な保守間合を確保すること。

働きがい、生きがいを実感できるダイヤ改正を実現するため、交渉に臨みます！